

福島市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

福島市長

木 幡 浩

福島市規則第 29 号

福島市行政組織規則の一部を改正する規則

福島市行政組織規則（平成15年規則第12号）の一部を次のように改正する。

第4条の表中

産業雇用政策課	産業政策係 雇用促進係
商工業振興課	商業振興係 工業振興係 創業推進係
企業立地課	企業誘致係 産業基盤整備係
コンベンション施設整備課	施設整備係 コンベンション推進係

を

に、

産業雇用政策課	産業政策係 創業推進係 雇用促進係
にぎわい商業課	商業振興係 にぎわい創出係
企業振興課	企業誘致係 工業基盤整備係 企業支援係
コンベンション推進課	コンベンション推進係 施設整備係

」

市民課	戸籍係 総合窓口係 登録係 スマート 窓口推進係
国保年金課	総務給付係 国保資格係 高齢者医療係 国民年金係

を

市民課	戸籍係 総合窓口係 登録係
スマート窓口推進課	スマート窓口推進係
国保年金課	総務給付係 国保資格係 後期高齢者医 療係 国民年金係

に改め、環境部の部を次のように改める。

環境部	環境課	環境衛生係 環境保全係 温暖化対策推 進係 放射線モニタリングセンター
	ごみ減量推進課	清掃管理係 ごみ減量推進係 清掃指導 係 ふれあい訪問収集係
	廃棄物対策課	管理係 指導係
	あぶくまクリーンセンター	施設係
	あらかわクリーンセンター	施設係
	環境再生推進課	除染総務係 仮置場対策係
環境施設整備室		

第4条の表中

保健予防課	検診予防係 難病支援係 感染症対策係
健康推進課	健康増進係 地域保健第一係 地域保健 第二係

を

感染症・疾病対策課	感染症対策係 予防接種係 難病支援係	に改める。
健康づくり推進課	健康増進係 検診予防係 地域保健第一係 地域保健第二係	

第7条広聴広報課の項第2号中「市長直通便」を「市民の声」に改め、同条地域共創課の項中第11号を第12号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 地域振興に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

第8条総務課の項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第29号までを1号ずつ繰り上げる。

第9条財産マネジメント推進室財産マネジメント推進課の項第2号中「借受財産」を「貸付財産」に改め、同項第3号中「取得、」を削り、同項第6号を削り、同項第7号中「こと」の次に「（福島市が請求するものに限る。）」を加え、同号を同項第6号とし、同項中第8号を第7号とし、第9号を削り、第10号を第8号とし、同項第11号中「公共施設整備と」を「公共施設整備の」に改め、同号を同項第9号とし、同条財産マネジメント推進室公共建築課の項第5号中「公共施設整備と」を「公共施設整備の」に改める。

第10条産業雇用政策課の項第5号から第15号までを次のように改める。

- (5) 産業振興の計画に関すること。
- (6) 経済団体等に関すること。
- (7) 企業情報の収集及び提供に関すること。
- (8) その他産業政策に関すること。
- (9) 創業の推進及び支援に関すること。
- (10) 福島市産業交流プラザに関すること。
- (11) 雇用・労働の政策に関すること。

- (12) 労働調査に關すること。
- (13) 雇用安定及び労働福祉に關すること。
- (14) 労働關係機關及び団体に關すること。
- (15) 福島市働く婦人の家、福島市勤勞青少年ホーム、福島テルサ及びサンライフ福島に關すること。

第10条産業雇用政策課の項に次の1号を加える。

- (16) 部の庶務に關すること。

第10条商工業振興課の項からコンベンション施設整備課の項までを次のように改める。

にぎわい商業課

- (1) 商業の振興に關すること。
- (2) 商業の調査に關すること。
- (3) 商業団体に關すること。
- (4) 計量業務に關すること。
- (5) 福島市アクティブシニアセンターに關すること。
- (6) 福島市飯野イベント広場に關すること。
- (7) にぎわい関連事業の推進に關すること。
- (8) 福島のまつり運営委員会に關すること。

企業振興課

- (1) 企業の立地に關すること。
- (2) 誘致企業に關すること。
- (3) 地場企業（伝統産業を含む）に關すること。

- (4) 福島地方土地開発公社との連絡調整に関する事。
- (5) 工業団地の整備計画に関する事。
- (6) 工業団地の環境保全及び維持管理に関する事。
- (7) 新たな工業基盤等の整備に関する事。
- (8) 福島市勤労者研修センターに関する事。
- (9) 工業の振興に関する事。
- (10) 工業団体に関する事。
- (11) 鉱業に関する事。
- (12) 発明考案の奨励に関する事。
- (13) ものづくり技術・継承に関する事。
- (14) 職業訓練事業及び福島市職業訓練技能センターに関する事。
- (15) その他工業に関する事。

コンベンション推進課

- (1) M I C E の誘致及び開催支援に関する事。
- (2) コンベンション施設の整備に関する事。

第12条生活課の項中第21号を第22号とし、第13号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、第12号の次に次の1号を加える。

- (13) 犯罪被害者等の支援に関する事。

第12条市民課の項中第23号及び第24号を次のように改める。

- (23) 総合窓口の実施に関する事。

(24) 個人番号の指定に関すること。

第12条市民課の項中第25号及び第26号を削り、同項の次に次の1項を加える。

スマート窓口推進課

- (1) 個人番号カードの交付に関すること。
- (2) 個人番号カードの利用者支援に関すること。
- (3) 公的個人認証に係る電子証明書の発行に関すること。
- (4) スマート窓口の推進に関すること。

第12条定住交流課の項第5号中「国際交流」の次に「と多文化共生」を加え、同項第6号及び第7号を削り、文化スポーツ振興室文化振興課の項第2号を次のように改める。

(2) 文化振興審議会に関すること。

第12条文化スポーツ振興室スポーツ振興課の項第7号を削り、同項第8号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

第13条ごみ減量推進課の項に次の1号を加える。

(18) 衛生処理施設に関すること。

第13条廃棄物対策課の項第9号中「廃棄物」を「産業廃棄物等」に改め、同条あらかわクリーンセンターの項の次に次の1項を加える。

環境再生推進課

- (1) 除染に係る交付金の申請に関すること。
- (2) 除染に係る広報・相談に関すること。
- (3) 課の庶務に関すること。

- (4) 中間貯蔵施設への輸送に係る国との協議及び調整に関すること。
- (5) 除去土壌の収集運搬及び積込に関すること。
- (6) 仮置場の管理に関すること。
- (7) 仮置場の原状回復及び返還に関すること。
- (8) 仮置場の監視及びモニタリングに関すること。

第13条環境再生推進室の項を削る。

第14条保健所保健総務課の項第16号中「福島市夜間急病診療所」を「福島市夜間休日急病センター」に改め、同条保健所保健予防課の項中「保健予防課」を「感染症・疾病対策課」に改め、同項中第1号から第3号までを削り、第4号から第8号までを3号ずつ繰り上げ、第9号及び第10号を削り、同項に次の1号を加える。

- (6) 難病対策に関すること。

第14条健康推進課の項中「健康推進課」を「健康づくり推進課」に改め、第10号を第14号とし、第9号を第13号とし、第8号の次に次の4号を加える。

- (9) 国民健康保険及び後期高齢者医療保険の被保険者の保健事業に関すること。
- (10) 原子爆弾被爆者援護に関すること。
- (11) 市民検診に関すること。
- (12) 職域の健康づくりに関すること。

第15条こども家庭課の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号を第7号とする。

第17条開発建築指導課の項第5号を次のように改める。

- (5) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）に関すること。

第17条開発建築指導課の項第8号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法及び特定盛土等規制法」に改め、同条住宅政策課の項第6号中「施行」を「施工」に改め、同条下水道室下水道管理センターの項第2号中「修繕工事」を「修繕及び工事」に改め、同項中第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 所管工事の監督及び検査（他の所管に属するものを除く。）に関する事。

(4) 下水道施設及び農業集落排水処理施設の水質・汚泥等の検査に関する事。

第17条条下水道室下水道管理センターの項中第5号及び第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号を第6号とし、第9号を削り、第10号から第15号までを3号ずつ繰り上げる。

第19条長寿福祉課の項の次に次の1項を加える。

介護保険課

(1) 障害者控除対象者認定書の交付に関する事。

第19条こども家庭課の項第1号中「子ども家庭総合支援拠点」を「子ども家庭センター」に改める。

第34条第2号中「医療型児童発達支援」を「児童発達支援」に改める。

第38条の表環境再生推進室の項を削る。

第38条の2（見出しを含む。）中「情報政策監」を「デジタル政策監」に改める。

第39条の表中 「

こども発達支援センター	所長	上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	副所長	

」を

「

こども発達支援センター	所長	上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
-------------	----	--------------------------------

」に改める。

別表の2の表福島市いじめ問題対応改善有識者会議の項を削り、同表福島市アクティブシニアセンター運営委員会の項中「商工業振興課」を「にぎわい商業課」に改め、同表福島市企業立地促進審議会の項中「企業立地課」を「企業振興課」に改め、同表福島市文化財保護審議会の項を次のように改める。

福島市文化振興審議会	福島市文化振興条例（令和4年条例第38号）第9条の規定による計画その他の文化の推進に関する事項の調査審議に関すること。	市民・文化スポーツ部 文化振興課
------------	-------------------------------------------------------------	---------------------

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第14条保健所保健総務課の項第16号の改正規定は、令和6年7月1日から施行する。